

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法、市要綱等の規定により、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付または実費の徴収に係る事務を行う。 特定個人情報、次の事務に使用する。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ③給付の支給に係る請求、届出、審査等 ④予防接種の実費徴収及び審査等 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。 ・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	・健康管理システム、・統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能 ・ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表14の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部健康医療課親子保健係 電話:0867-72-6129
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 牧 佳苗	健康づくり課長 船越 智江子	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	内容追加	⑥現行の窓口や郵送での書類の受人以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を追記すること。	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー	・健康管理システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒718-0016 岡山県新見市金谷640-1	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3	事後	5月1日住所移転
平成30年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 船越 智江子	健康づくり課長 長谷川 美幸	事後	人事異動
令和1年5月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報照会の根拠) :第13条	【照会の根拠】 番号法第19条の8号、別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二主務省令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 【提供の根拠】 番号法第19条の8号、別表第二の16の2、115の2の項 番号法別表第二主務省令第12条の2、59条の2	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康づくり課	福祉部健康医療課	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 ⑤. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	健康医療課長	事後	機構改革
令和4年7月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり課親子保健係	健康医療課親子保健係	事後	機構改革
令和4年7月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、市要綱等の規定により、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付または実費の徴収に係る事務を行う。	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法、市要綱等の規定により、予防接種の実施に係る事務、予防接種を受けたことによる健康被害救済の給付または実費の徴収に係る事務を行う。	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①予防接種の実施 ②予防接種の履歴の管理 ③予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ④給付の支給に係る請求、届出、審査等 ⑤予防接種の実費徴収及び審査等	①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の依頼及び実施に必要な協力等 ③給付の支給に係る請求、届出、審査等 ④予防接種の実費徴収及び審査等 ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年3月31日以前の接種記録等を登録、管理する。 ・接種者からの申請に基づき、令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和6年7月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	内容追加	・ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	取扱事務追加に伴う追加・修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(番号法) ・番号法第9条第1項 別表14の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会の根拠】 番号法第19条の8号、別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二主務省令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 【提供の根拠】 番号法第19条の8号、別表第二の16の2、115の2の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正